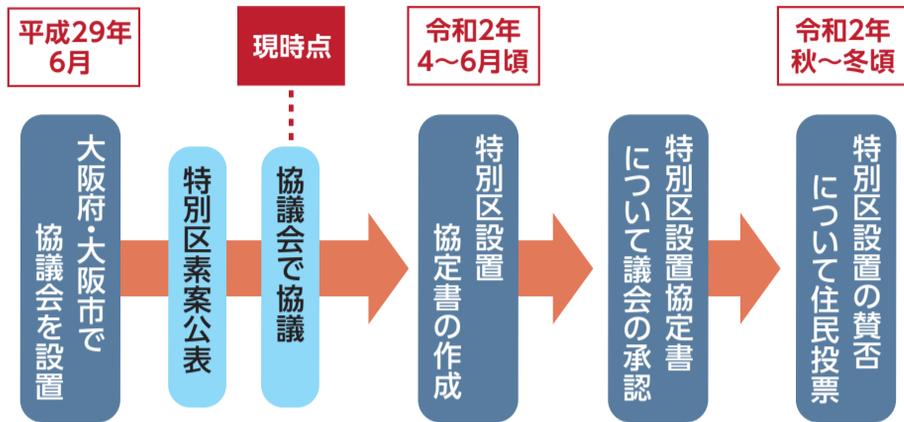


協議のもととなる特別区素案の概要

第26回協議会(令和元年9月12日)において、素案に対する具体的な修正意見の表明がなされました。今後、委員間協議を行い、特別区設置協定書を作成し、令和2年秋から冬に住民投票を実施することが、これまでの協議会で示されています。5ページから8ページでは、住民投票までの流れと特別区素案の概要を掲載します。

住民投票までの流れ



※第24回協議会会長提出資料をもとに作成

特別区の設置を最終的に決定するのは住民の皆さまです

- ◆協議会でとりまとめられた協定書が大阪府・大阪市の両議会で審議のうえ、承認されれば、特別区の設置の賛否について、**大阪市民(有権者)を対象に住民投票が実施されることとなります。**
- ◆住民投票により、**有効投票総数の過半数が賛成となれば、現在の大阪市を廃止し、公選区長と区議会を置く基礎自治体として複数の特別区が設置されます。**

特別区素案の概要

特別区制度の必要性

- 大都市・大阪が抱える課題の解決にむけて「副首都・大阪」の確立をめざしており、それを支える大都市制度が必要です。
- 大阪の成長をよりスピーディーに進める体制づくりと、住民の皆さんに身近なことは身近で決める仕組みづくりを進めるには、今のままでは限界があり、特別区制度を検討しています。

経済の長期低落傾向

- 経済活動の全国シェア低下
- 所得・税収の低下

大阪の抱える課題

人口減少・超高齢社会

- 生産年齢人口減少
- 大阪市の将来人口は減少の恐れ

近年の府市連携の成果

2025 大阪・関西万博



(資料提供:経済産業省)

研究機関等の統合



鉄道・高速道路等インフラの事業化



※なにわ筋線の各駅名は仮称

外国人観光客の増加



©(公財)大阪観光局

特別区制度でめざすもの

大阪の成長をスピードアップ!

成長の司令塔を知事に一本化

都市インフラの整備などを迅速かつ強力に推進

身近なことは、身近で決める!

住民に選ばれた区長・区議会

地域の実情に応じた住民サービスを展開

制度設計のポイント

- 大阪府に広域機能を一元化し、副首都・大阪の「都市機能の向上」を強力に進め、大阪の成長を実現
- 特別区の設置により基礎自治機能を充実し、成長の果実を元にした豊かな住民生活を実現
- 制度設計に当たっては、住民の不安解消のため、特別区の財政基盤の安定化・均衡、住民サービスの継続、地域コミュニティの維持等に配慮

広域機能

副首都(圏)の成長、圏域の安全・安心を支える強い大阪・関西

成長を支える

成長の果実を住民に還元

基礎自治機能

成長の果実を元にした、豊かな住民生活の実現

1 区割り・区の名称・本庁舎の位置

① 区割り・区の名称・本庁舎の位置

■区割りの基本的な考え方

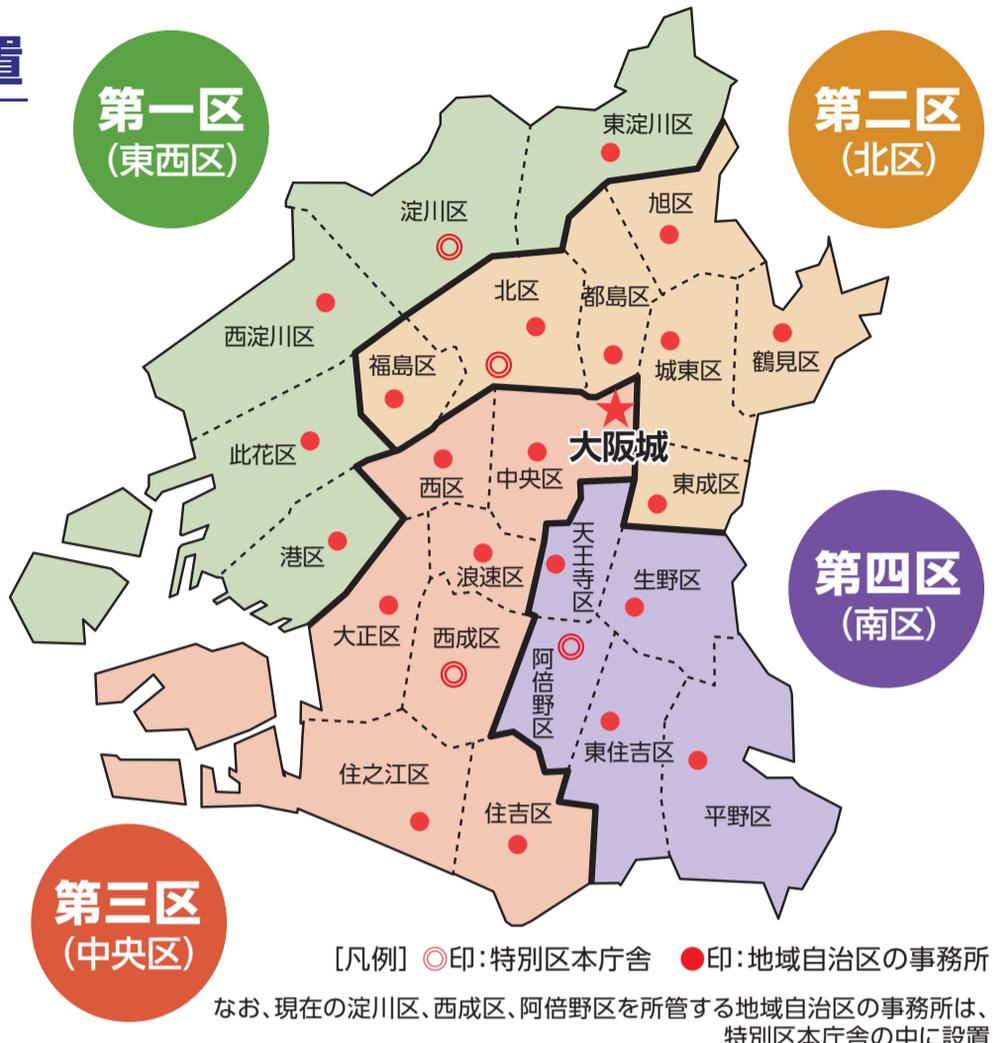
- 各特別区が独立した基礎自治体として、サービスを安定的に提供できるよう、区間の財政状況の均衡化を最大限考慮
- 各特別区間における将来推計人口(2035年を想定)の格差を概ね2倍以内
- 地域において築きあげてきたコミュニティを考慮し、合区・分区の歴史的な経緯を踏襲
- 特別区内における住民の円滑な移動や住民間の交流を確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮
- 災害対策について、防災上の視点からできる限り考慮

■区の名前の基本的な考え方

- 大阪城を中心とした方角・位置を考慮

■本庁舎の位置の基本的な考え方

- 北区においては、大阪市本庁舎を特別区本庁舎とするとともに、その他の区については、住民からの近接性、交通の利便性、都市の中心性を考慮し選定



- 区割りは、素案で示した4案のうち、試案B(4区B案)をもとに協議を進めることが第8回協議会において確認されたため、5ページ以降では試案B(4区B案)に基づき記載しています。
- 上図()内の区名、本庁舎の位置は、第9回協議会で示されたもので、第27回協議会では変更する方向でとりまとめていくこととされました。(8ページ参照)

② 町の名前

■基本的な考え方

- 現在の行政区の名称は、地域の歴史などを踏まえ、長年使用されてきたものであり、住民にとって愛着があるため、一定のルールに基づいて、町名に反映します。
- 地域の歴史などを考慮し、特別区の設置の日までの間に住民の意見を踏まえて大阪市長が定めます。

取扱ルール(案)

原則 新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間、現在の行政区名を挿入します。

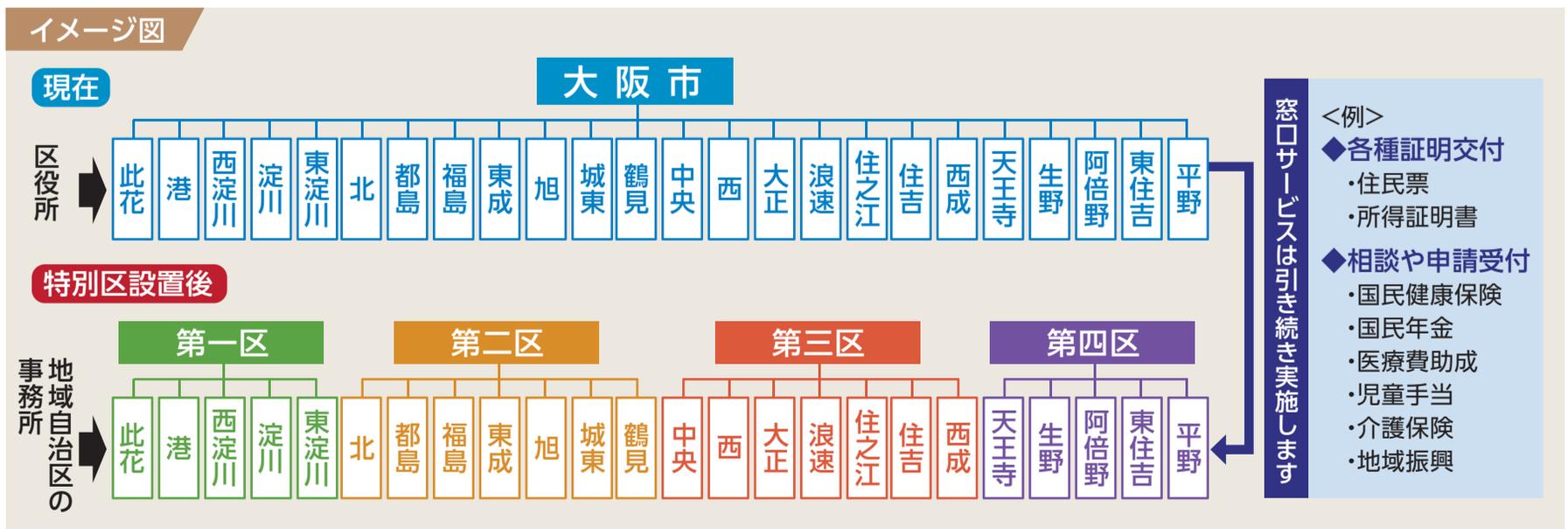
	市区名	行政区名	町名	街区符号	住居番号
変更前	大阪市	□□区	○○町×丁目	×番	×号
変更後	△△区	-	□□○○町×丁目	×番	×号

- 例外1** 北区・中央区については現在の行政区名と同一となり、また西区については方位と混同されやすいため、現在の行政区名を挿入しません。
- 例外2** 行政区名と町名が連続する場合は、現在の行政区名を挿入しません。(漢字表記も含む)

2 地域自治体・地域協議会

■基本的な考え方

- 地域コミュニティを維持するため、行政区域である地域自治体を現在の24区に設けます。
- 地域住民の意見を区政に反映するため、現在の24区単位で地域協議会を設置します。
- 窓口サービスを継続して実施し、利便性を維持するため、現在の区役所を地域自治体の事務所とします。



- 第27回協議会では、地域自治体の事務所の名称について、「区役所」とする方向でとりまとめていくこととされました。(8ページ参照)

3 事務分担

基本的な考え方

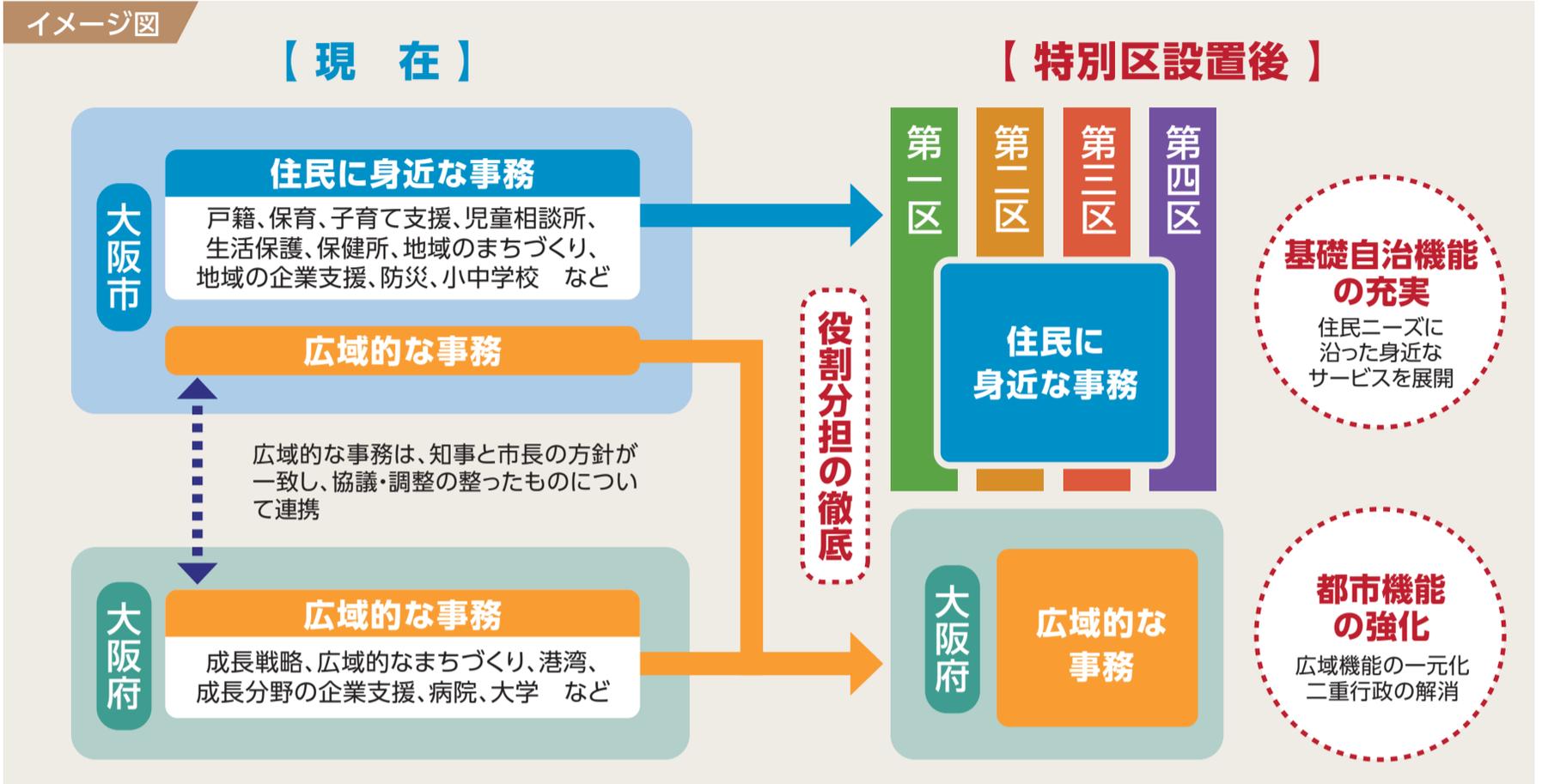
●大阪市と大阪府で現在行っている事務について、特別区と大阪府で役割分担を徹底し、次のとおり事務を行います。

特別区 基礎自治体として、中核市*並みの権限を基本に住民に身近な事務を行います。
→特別区が行う事務のうち、公平性や効率性、専門性の確保が特に必要な事務については、特別区が共同して行います。
*中核市は人口20万人以上の指定された市で、一般的な市が行う事務を超えた事務(例:保健所の設置)を行う

大阪府 特別区を包括する広域自治体として、大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務などを行います。

- 事務の承継にあたっては、特別区と大阪府は、現在の住民サービスを低下させないよう、適正に事務を引き継ぎます。
- 大阪府が実施してきた特色ある住民サービスは、地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、内容や水準を維持するように努めます。

イメージ図

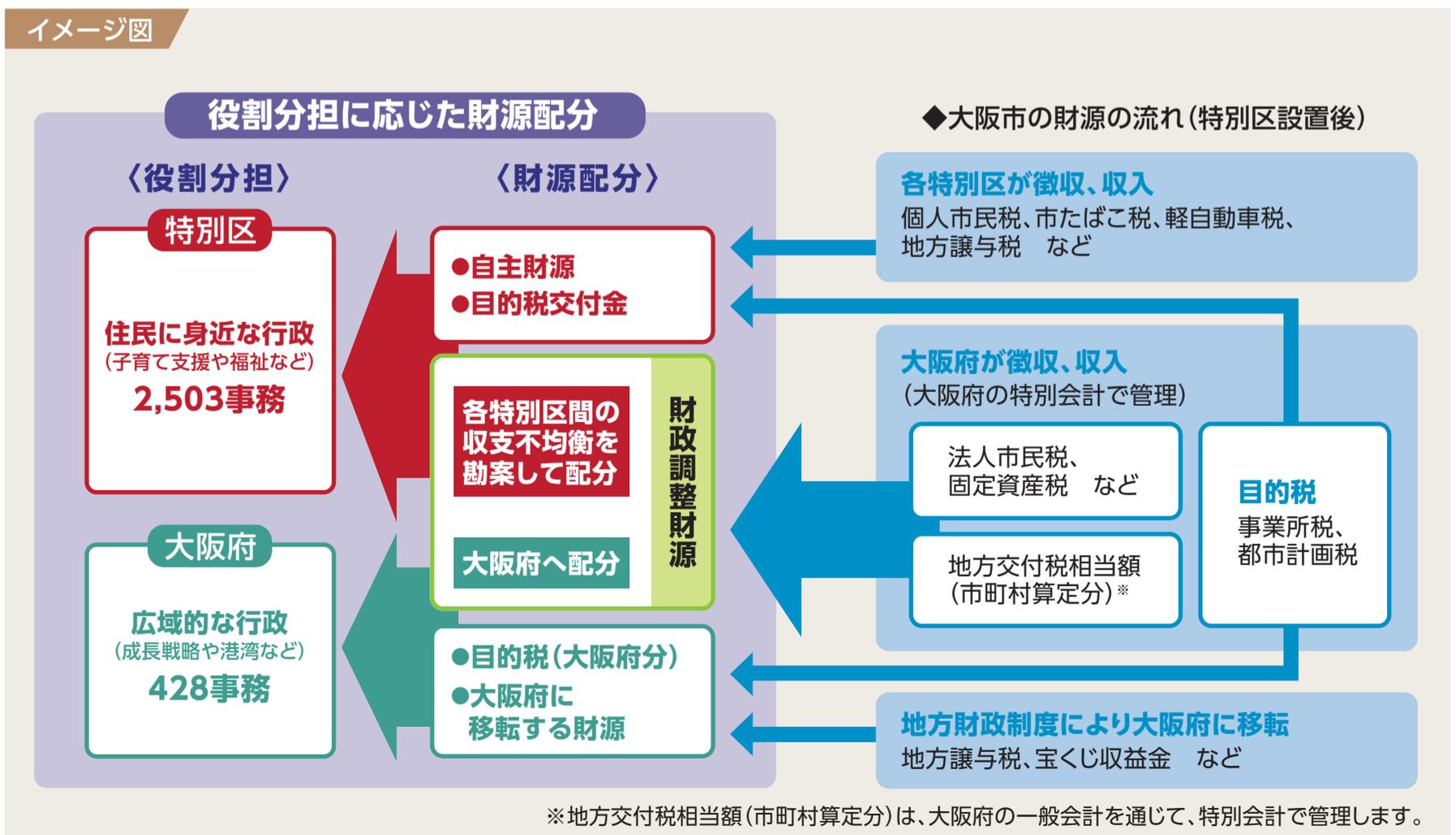


4 財政調整

基本的な考え方

- 現在の住民サービスを各特別区で適切に提供できる財源を確保し、各特別区間の税収格差を是正します。
- 大阪府には、大阪市から移管される事務に応じた財源を配分します。
- 住民が理解しやすい透明性の高い運用を行えるよう、特別区と大阪府に配分する財源は大阪府の特別会計で管理します。

イメージ図



5 組織体制

■基本的な考え方

- 特別区と大阪府がそれぞれ機能をフルに発揮できる最適なサービス提供体制をめざします。

特別区

近隣中核市6市*をベースとしたうえで、中核市権限を上回る事務や大阪市の特性(生活保護受給世帯数が多いことなど)を考慮し、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる体制

*豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、尼崎市、西宮市

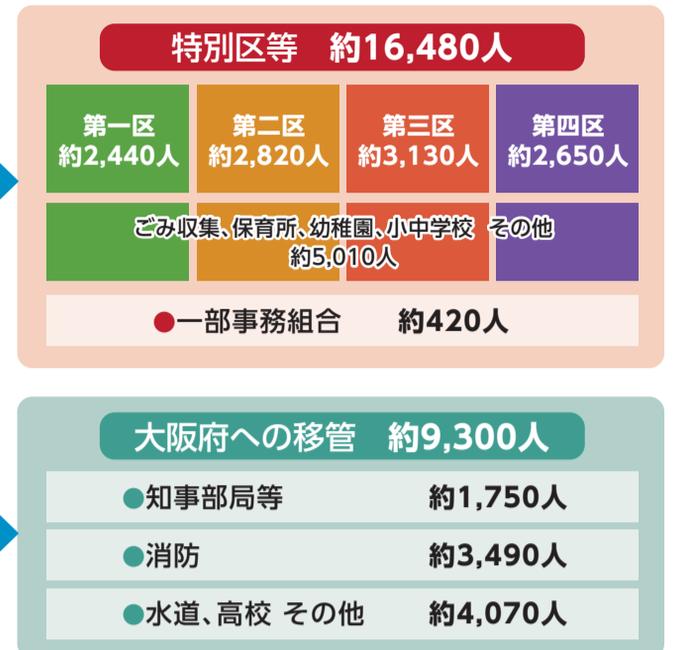
大阪府

全国トップクラスのスリムな組織体制を維持しつつ、一元化する広域機能を強力に推進できる体制

【平成28年度職員数】



【特別区設置後】



※交通(約5,810人)は平成30年4月に民営化したため、除いている
※職員数は端数処理の影響で、合計数等において一致しない場合がある

6 財産・債務

■基本的な考え方

- 特別区や大阪府が、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、事務分担などを踏まえ、財産・債務を承継します。
- 株式、基金等の財産は、特別区への承継を基本とし、大阪府が処理する事務に密接不可分なものに限って大阪府が承継します。
- 発行済みの大阪市債は、大阪府に一元化して承継し償還します。その償還費用は特別区と大阪府が財政調整財源等で負担します。

住民サービスに必要な財産の取扱い

	財産の承継先	主なもの
特別区	財産の所在特別区	幼稚園、小・中学校、保健所、市営住宅、市道、住民に身近な公園などの土地・建物・工作物、これらに付随する備品、事務機器 など
	一部事務組合	中央体育館、斎場 など
大阪府	大阪府	府道、大規模な公園、国際見本市会場(インテックス大阪)などの土地・建物・工作物、これらに付随する備品、事務機器 など

7 大阪府・特別区協議会(仮称)

■基本的な考え方

- 各特別区長と知事をメンバーに特別区と大阪府及び特別区相互の間の連絡調整を図るために設置し、財政調整や財産・債務に関することなどを協議します。
- 合意による運営を基本としますが、協議が不調となった場合には、第三者機関(学識経験者、弁護士等)が双方の意見を聴いたうえで「調停案」が提示されます。

ご紹介した特別区素案の協議状況

第27回協議会(令和元年10月24日)では、区割り・区の名称等、設置コスト、議員定数について委員間協議が行われ、以下に示す方向でとりまとめていくこととされました。

- 区割りについて、試案B(4区B案)とする。
- 区の名称について、素案の東西区を淀川区に、南区を天王寺区に変更する。
- 特別区の本庁舎の位置について、素案の第三区は中央区役所に、第四区は天王寺区役所に変更する。
- 地域自治区の事務所の名称について、区役所に変更する。(特別区の主たる事務所は、○○区本庁舎と呼ぶ。)
- 庁舎整備経費について、前提条件等を精査するとともに、現市役所庁舎をフル活用することで、新たな庁舎建設を行わずコストを抑える。
- 特別区議会議員の選挙区は特別区単位とし、各特別区の議員定数は現行の各行政区を積み上げた83人、議員報酬は削減されている現行の報酬をベースにする。

第27回以降の協議会の内容については、次号で詳しく紹介します。

議事録はこちらでご覧いただけます

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000483838.html>

協議会の詳細な開催状況は、大阪府・大阪市のホームページからご覧になれます。引き続き、「協議会だより」でもお知らせしていきます。

特別区に関するお問い合わせ窓口 副首都推進局(問い合わせ担当) TEL/06-6208-8989 FAX/06-6202-9355

大都市制度(特別区設置)協議会

検索

大都市制度(特別区設置)協議会だよりは、新聞折込みでお届けします。折込みは朝日・産経・日経・毎日・読売・大阪日日新聞の朝刊です。この6つの新聞を購読されていない大阪市内在住の方で自宅への郵送をご希望の方や点字版をご希望の方は、電話・FAX等で副首都推進局へお申し込みください。(電話番号06-6208-8876 FAX番号06-6202-9355)